

岐阜県家庭の日を定める条例

(昭和 42 年 3 月 22 日 条例第 11 号)

岐阜県家庭の日を定める条例をここに公布する。

岐阜県家庭の日を定める条例

(目的)

第 1 条 この条例は、明るく豊かな家庭づくりをすすめるため、家庭の日を定め、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(家庭の日)

第 2 条 毎月第 3 日曜日を家庭の日と定める。2 家庭の日には、家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合うように努めるものとする。

(県民の責務)

第 3 条 すべて県民は、それぞれの家庭が家庭の日を享有し得る環境をつくるように協力するものとする。

(県の責務)

第 4 条 県は、市町村と協力して、家庭の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めるものとする。

付則 この条例は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。